

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員（I 地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の2表参照）

平成24年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は22,684人である。このうち、当年開始人員は19,787人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は2,897人であり、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が87.2%（小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が12.8%である。

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第1表のとおりである。

開始人員総数は、平成12年以降増加傾向にあったが、同17年からはおおむね減少傾向にあり、同24年微増した。その内訳を見ると、仮釈放審理は平成17年に減少し、同18年、19年と微増したものの、同20年以降再び減少に転じ、同24年に微増している。また、少年院仮退院審理は、平成14年に減少に転じ、同21年に微増したものの、同22年以降は再び減少している。

第1表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別		平成12年	13	14	15	16	17	18
人 員	総 数	20,121	21,902	23,040	23,117	24,131	22,773	22,837
	仮釈放	14,625	16,027	17,173	17,452	18,665	17,916	18,085
	仮出場	1	-	1	-	-	-	-
	少年院仮退院	5,495	5,875	5,865	5,663	5,466	4,857	4,752
	うち、短期	2,269	2,304	2,322	2,116	1,883	1,560	1,439
	少年院退院	-	-	1	2	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総数	100	109	115	115	120	113	113
	仮釈放	100	110	117	119	128	123	124
	少年院仮退院	100	107	107	103	99	88	86
	うち、短期	100	102	102	93	83	69	63

種 別		19	20	21	22	23	24	構成比(%)
人 員	総 数	22,455	21,323	20,556	20,080	19,703	19,787	100.0
	仮釈放	18,128	17,403	16,557	16,184	16,094	16,310	82.4
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	4,327	3,919	3,999	3,895	3,608	3,476	17.6
	うち、短期	1,352	1,167	1,181	1,018	936	907	4.6
	少年院退院	-	1	-	1	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	1	1	0.0
指 数	総数	112	106	102	100	98	98	...
	仮釈放	124	119	113	111	110	112	...
	少年院仮退院	79	71	73	71	66	63	...
	うち、短期	60	51	52	45	41	40	...

- （注）1 指数は、平成12年を100として、小数第1位を、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入して算出した（以下同じ。）。
2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。
3 少年院在院中の退院及び婦人補導院仮退院は、人員が僅少なため指数を省略した。
4 2表参照

(2) 審理の終結人員（2表参照）

平成24年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は19,629人であり、前年に比べ189人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」という。）

を受けた人員は18,469人(終結人員総数の94.1%)、許可しない旨の判断がされた人員は1,155人(同5.9%)、うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は778人(同4.0%)である。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない(取下げなし)」人員の比率は1.9%であり、仮釈放審理は2.3%となっている。

第2表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別		総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げなし)」人員の比率 (%)
人 員	総 数	19,629	18,469	377	778	5	1.9
	仮釈放	16,212	15,070	377	760	5	2.3
	仮出場	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,416	3,398	-	18	-	-
	うち、短期	895	892	-	3	-	-
	少年院退院	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	1	1	-	-	-	-
構 成 比 (%)	総数	100.0	94.1	1.9	4.0	0.0	...
	仮釈放	100.0	93.0	2.3	4.7	0.0	...
	仮出場	-	-	-	-	-	...
	少年院仮退院	100.0	99.5	-	0.5	-	...
	うち、短期	100.0	99.7	-	0.3	-	...

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員／(許可人員＋許可しない人員)×100 により算出した。

2 2表参照

(3) 許可決定人員の状況（2表参照）

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第3表のとおりである。許可決定人員総数は平成19年以降は毎年減少し、同23年は微増したものの、同24年は減少に転じている。

第3表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別		平成19年	20	21	22	23	24	構成比(%)
人 員	総 数	20,399	20,255	18,943	18,645	18,679	18,469	100.0
	仮釈放	16,092	16,291	15,030	14,790	15,056	15,070	81.6
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	4,307	3,963	3,913	3,854	3,622	3,398	18.4
	うち、短期	1,352	1,178	1,144	1,019	941	892	4.8
	少年院退院	-	1	-	1	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	1	1	0.0
指 数	総数	100	99	93	91	92	91	...
	仮釈放	100	101	93	92	94	94	...
	仮出場	-	-	-	-	-	-	...
	少年院仮退院	100	92	91	89	84	79	...
	うち、短期	100	87	85	75	70	66	...

(注) 1 指数は、平成19年を100とした数値である。

2 2表参照

(4) 許可しない(取下げなし)人員の状況（2表参照）

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可しない(取下げなし)人員の推移は、第4表のとおりである。平成19年以降許可しない(取下げなし)人員は減少していたものの、同24年は377人と前年に比べ62人(19.7%)増加した。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別		平成19年	20	21	22	23	24	構成比(%)
人 員	総 数	824	741	683	486	315	377	100.0
	仮釈放	819	734	679	485	312	377	100.0
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	5	7	4	1	3	-	-
	うち、短期	-	-	-	1	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総数	100	90	83	59	38	46	...
	仮釈放	100	90	83	59	38	46	...
	少年院仮退院	100	140	80	20	60	-	...

（注） 1 指数は，平成19年を100とした数値である。
2 2表参照

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は，第5表のとおりである。
平成24年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は1.9%（前年は1.6%）である。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別	平成19年	20	21	22	23	24
総 数	3.9	3.5	3.3	2.4	1.6	1.9
仮釈放	4.8	4.3	4.1	3.0	1.9	2.3
少年院仮退院	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	-
うち、短期	-	-	-	0.1	-	-

（注）「許可しない(取下げなし)」人員の比率は，許可しない(取下げなし)人員／（許可決定人員＋許可しない決定人員）×100により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況（15表，17表参照）

平成24年における仮釈放許可決定人員15,070人のうち，定期刑の執行を受けた者は15,033人であり，これらの執行すべき刑期に対する執行した期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に表示したものが，第6表である。

総数を見ると，刑の執行率70%以上の者の比率が許可決定人員全体の98.5%（前年は98.2%）となっている。

第6表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総 数	59%以下	60～69%	70～79%	80～89%	90%以上
人 員	総 数	15,033	13	218	3,223	7,071	4,508
	1年以内	1,202	-	20	206	625	351
	2年以内	5,482	-	104	1,515	2,731	1,132
	3年以内	4,484	4	66	970	2,119	1,325
	5年以内	2,756	8	21	470	1,222	1,035
	5年を超える	1,109	1	7	62	374	665
構 成 比 (%)	総 数	100.0	0.1	1.5	21.4	47.0	30.0
	1年以内	100.0	-	1.7	17.1	52.0	29.2
	2年以内	100.0	-	1.9	27.6	49.8	20.6
	3年以内	100.0	0.1	1.5	21.6	47.3	29.5
	5年以内	100.0	0.3	0.8	17.1	44.3	37.6
	5年を超える	100.0	0.1	0.6	5.6	33.7	60.0

（注）15表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。
刑の執行率が比較的低い（69％以下）者の構成比を見ると、平成19年以降は減少傾向にある。

第7表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成19年	20	21	22	23	24
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
60～69%	4.6	3.1	2.2	2.2	1.8	1.5
70～79%	27.5	25.0	22.9	24.2	22.0	21.4
80～89%	42.4	44.3	45.8	45.5	46.8	47.0
90%以上	25.2	27.5	29.0	28.2	29.3	30.0

（注）15 表 参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近6年間の受刑在所期間別の推移は、第8表のとおりである。

第8表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年次	総数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
平成19年	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
20	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4
21	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
22	10	2	1	-	-	-	-	-	-	-	7
23	10	1	-	-	-	-	-	-	1	2	6
24	6	1	-	-	-	1	-	-	-	-	4

（注）1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 17 表 参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理（19 表 参照）

平成 24 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知（仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。従来の仮釈放等許可取消事件）の受理人員総数は 671 人（前年は 650 人）であり、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が 579 人（同 568 人）、少年院仮退院審理再開事由等通知が 92 人（同 82 人）である。

審理を再開した人員は 655 人（前年は 632 人）、審理を再開しなかった人員は 10 人（同 13 人）であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は 3 人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は 293 人、許可しない旨の判断がされた人員は 362 人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結（21 表 参照）

平成 24 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理（保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの）の開始人員総数は 2,183 人（前年は 2,139 人）である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが 705 人（開始人員総数の 32.3％）、保護観察停止が 272 人（同 12.5％）、保護観察停止解除が 102 人（同 4.7％）、戻し収容が 31 人（同 1.4％）、少年院仮退院中の退院が 733 人（同 33.6％）、保護観察仮解除が 325 人（同 14.9％）となっている。

最近6年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第9表のとおりである。

第9表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		平成19年	20	21	22	23	24
人 員	総 数	2,662	2,464	2,332	2,162	2,139	2,183
	仮釈放取消し	857	758	677	639	642	705
	保護観察停止	311	280	241	220	248	272
	保護観察停止解除	149	144	127	97	95	102
	保護観察停止取消し	1	-	-	-	2	-
	不定期刑終了	-	-	-	-	-	1
	戻し収容	12	20	37	19	25	31
	退 院	914	812	815	790	789	733
	保護観察仮解除	403	437	411	377	322	325
	保護観察仮解除取消し	15	13	24	20	16	14
指 数	総 数	100	93	88	81	80	82
	仮釈放取消し	100	88	79	75	75	82
	保護観察停止	100	90	77	71	80	87
	保護観察停止解除	100	97	85	65	64	68
	戻し収容	100	167	308	158	208	258
	退 院	100	89	89	86	86	80
	保護観察仮解除	100	108	102	94	80	81
	保護観察仮解除取消し	100	87	160	133	107	93

- (注) 1 指数は、平成19年を100とした数値である。
- 2 保護観察停止取消し及び不定期刑終了は、人員が僅少なため指数を省略した。
- 3 21表参照

また、平成24年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は2,163人であり、前年に比べ0.9%(19人)増加している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが2,106人(終結人員総数の97.4%)、理由なしとしたものが53人(同2.5%)、その他(申出の取下げ等)が4人(同0.2%)となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移（Ⅱ 保護観察所（以下記載を省略。）の3～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

第10表 保護観察の開始人員の推移

種 別		平成12年	13	14	15	16	17	18	19
人 員	総数	75,995	75,114	75,197	70,949	68,194	62,562	58,841	54,878
	1号観察	51,701	49,410	48,643	44,207	40,817	36,260	33,576	30,554
	うち、短期	4,630	4,676	4,783	4,654	4,575	4,271	3,929	3,910
	うち、交通短期	26,447	24,546	23,334	20,435	18,560	15,916	14,101	12,706
	2号観察	5,357	5,788	5,848	5,587	5,436	4,886	4,711	4,344
	うち、短期	2,246	2,276	2,251	2,117	1,907	1,547	1,433	1,351
	3号観察	13,254	14,423	15,318	15,784	16,690	16,420	16,081	15,832
	4号観察	5,683	5,493	5,388	5,371	5,251	4,996	4,473	4,148
	5号観察	－	－	－	－	－	－	－	－
指 数	総数	100	99	99	93	90	82	77	72
	1号観察	100	96	94	86	79	70	65	59
	うち、短期	100	101	103	101	99	92	85	84
	うち、交通短期	100	93	88	77	70	60	53	48
	2号観察	100	108	109	104	101	91	88	81
	うち、短期	100	101	100	94	85	69	64	60
	3号観察	100	109	116	119	126	124	121	119
	4号観察	100	97	95	95	92	88	79	73
	5号観察	100	97	95	95	92	88	79	73
種 別		平成20年	21	22	23	24	構成比 (%)	男	女
人 員	総数	50,717	48,488	47,562	45,199	44,056	100.0	31,991	4,256
	1号観察	27,169	26,094	25,525	23,580	22,557	51.2	12,995	1,753
	うち、短期	3,662	3,665	3,668	3,595	3,295	7.5	2,830	465
	うち、交通短期	10,455	9,908	9,485	8,276	7,809	17.7	...	...
	2号観察	3,994	3,869	3,883	3,601	3,421	7.8	3,124	297
	うち、短期	1,174	1,127	1,017	903	896	2.0	859	37
	3号観察	15,840	14,854	14,472	14,620	14,700	33.4	12,993	1,707
	4号観察	3,714	3,671	3,682	3,398	3,376	7.7	2,879	497
	5号観察	－	－	－	－	2	0.0	...	2
指 数	総数	67	64	63	59	58	...	...	...
	1号観察	53	50	49	46	44	...	...	...
	うち、短期	79	79	79	78	71	...	...	...
	うち、交通短期	40	37	36	31	30	...	...	...
	2号観察	75	72	72	67	64	...	...	...
	うち、短期	52	50	45	40	40	...	...	...
	3号観察	120	112	109	110	111	...	...	...
	4号観察	65	65	65	60	59	...	...	...
	5号観察	65	65	65	60	59	...	...	...

（注）1 指数は、平成12年を100とした数値である。

2 平成24年の男女の列において、総数及び1号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。

3 3～7表参照

平成24年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は86,859人であり、このうち、当年開始人員は44,056人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は42,803人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察（保護観察処分少年）は22,557人（開始人員の51.2%）、2号観察（少年院仮退院者）は3,421人（同7.8%）、3号観察（仮釈放者）は14,700人（同33.4%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は3,376人（同7.7%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は2人（同0.0%）となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は3,295人（1号観察開始人員の14.6%）であり、交通短期保護観察（以下単に「交通短期」という。以下同じ。）の開始人員は7,809人（同開始人員の34.6%）である。

開始人員総数は平成15年から減少傾向にあり、同24年は前年に比べ2.5%(1,143人)減少しているものの、3号観察では同23年、24年と微増している。

なお、平成24年における交通短期を除く開始人員36,247人における女子の比率は、11.7%(4,256人)であり、近年10%前後で推移している。

(2) 来日外国人の開始人員（24表参照）

平成24年における交通短期を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第11表のとおりである。

第11表 来日外国人の開始人員

種別	総数	1号観察				2号観察				3号観察	4号観察
		計	一般	交通	短期	計	長期	一般短期	特修短期		
開始人員の総数	36,245	14,748	8,548	2,905	3,295	3,421	2,525	853	43	14,700	3,376
来日外国人	876	125	88	22	15	43	37	6	-	690	18
来日外国人の割合(%)	2.4%	0.8%	1.0%	0.8%	0.5%	1.3%	1.5%	0.7%	-	4.7%	0.5%

(注) 24表参照

(3) 罪名・非行名（8～11表参照）

平成24年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第12表のとおりである。

第12表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総数	14,748	100.0	(100.0)	3,421	100.0	(100.0)	14,700	100.0	(100.0)	3,376	100.0	(100.0)
刑法犯	11,941	81.0	(80.9)	2,922	85.4	(83.1)	9,877	67.2	(68.6)	2,549	75.5	(74.5)
強制わいせつ・強姦	187	1.3	(1.0)	125	3.7	(4.3)	420	2.9	(2.9)	157	4.7	(4.7)
殺人	2	0.0	(0.0)	21	0.6	(0.6)	223	1.5	(1.5)	20	0.6	(0.9)
傷害	2,745	18.6	(17.2)	642	18.8	(18.5)	642	4.4	(4.1)	324	9.6	(9.7)
業務上過失致死傷	901	6.1	(5.9)	46	1.3	(1.5)	454	3.1	(2.8)	79	2.3	(2.8)
窃盗	5,925	40.2	(41.6)	1,415	41.4	(39.9)	5,007	34.1	(35.3)	1,203	35.6	(34.3)
強盗	129	0.9	(0.9)	228	6.7	(5.8)	757	5.1	(5.4)	74	2.2	(1.9)
詐欺	170	1.2	(1.2)	86	2.5	(1.7)	1,179	8.0	(8.2)	186	5.5	(5.2)
恐喝	495	3.4	(3.2)	175	5.1	(5.3)	202	1.4	(1.5)	71	2.1	(1.8)
暴力行為等処罰に関する法律	130	0.9	(0.8)	14	0.4	(0.3)	27	0.2	(0.2)	27	0.8	(0.6)
その他	1,257	8.5	(9.1)	170	5.0	(5.3)	966	6.6	(6.7)	408	12.1	(12.5)
特別法犯	2,695	18.3	(18.2)	408	11.9	(14.4)	4,823	32.8	(31.4)	827	24.5	(25.5)
覚せい剤取締法	46	0.3	(0.4)	102	3.0	(3.3)	3,733	25.4	(23.1)	460	13.6	(14.4)
道路交通法	2,090	14.2	(14.0)	240	7.0	(7.8)	469	3.2	(3.4)	191	5.7	(5.8)
毒物及び劇物取締法	39	0.3	(0.4)	12	0.4	(0.7)	50	0.3	(0.4)	16	0.5	(0.4)
その他	520	3.5	(3.4)	54	1.6	(2.5)	571	3.9	(4.4)	160	4.7	(4.8)
ぐ犯	112	0.8	(0.8)	77	2.3	(2.2)	...	...	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	(-)	14	0.4	(0.3)	...	...	...	...	...	...

- (注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。
- 2 構成比の()内は、前年の構成比である。
- 3 8～11表参照

種別ごとの内訳を見ると、1号観察から4号観察まで、いずれにおいても窃盗が最も多く、次に、1号観察及び2号観察では傷害、道路交通法違反、3号観察では覚せい剤取締法違反、詐欺、並びに4号観察では覚せい剤取締法違反、傷害の順となっており、これらの上位を占める罪名・非行名については前年とほぼ同じである。

(4) 保護観察期間（12表参照）

平成24年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第13表のとおりである。

第13表 開始人員の保護観察期間

種 別		総 数	1月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	4年 以内	5年 以内	5年を 超える	無 期
人 員	総 数	36,245	299	5,319	6,494	3,452	6,084	5,106	4,639	3,708	1,136	8
	1号観察	14,748	-	-	-	-	5,008	3,056	2,934	2,643	1,107	...
	2号観察	3,421	21	176	568	463	702	689	458	315	29	...
	長 期 短 期	2,525	19	168	537	324	528	455	311	173	10	...
		896	2	8	31	139	174	234	147	142	19	...
	3号観察	14,700	278	5,143	5,926	2,988	324	24	8	1	-	8
	入 所 度 数 不 詳	初 度	8,859	115	1,907	3,754	2,737	311	24	7	-	4
		2 度	2,434	62	1,302	922	132	12	-	-	-	4
		3 度	1,349	36	700	562	49	1	-	1	-	-
		4度以上	2,048	65	1,230	684	68	-	1	-	-	-
		10	-	4	4	2	-	-	-	-	-	-
	4号観察	3,376	-	-	-	1	50	1,337	1,239	749	...	...
構 成 比 (%) ()	総 数	100.0	0.8	14.7	17.9	9.5	16.8	14.1	12.8	10.2	3.1	0.0
	1号観察	100.0	-	-	-	-	34.0	20.7	19.9	17.9	7.5	...
	2号観察	100.0	0.6	5.1	16.6	13.5	20.5	20.1	13.4	9.2	0.8	...
	長 期 短 期	100.0	0.8	6.7	21.3	12.8	20.9	18.0	12.3	6.9	0.4	...
		100.0	0.2	0.9	3.5	15.5	19.4	26.1	16.4	15.8	2.1	...
	3号観察	100.0	1.9	35.0	40.3	20.3	2.2	0.2	0.1	0.0	-	0.1
	入 所 度 数	初 度	100.0	1.3	21.5	42.4	30.9	3.5	0.3	0.1	-	0.0
		2 度	100.0	2.5	53.5	37.9	5.4	0.5	-	-	-	0.2
		3 度	100.0	2.7	51.9	41.7	3.6	0.1	-	0.1	-	-
		4度以上	100.0	3.2	60.1	33.4	3.3	-	0.0	-	-	-
	4号観察	100.0	-	-	-	0.0	1.5	39.6	36.7	22.2	...	...

(注) 1 3号観察の入所度数不詳の構成比は省略した。

2 12表参照

種別ごとの保護観察期間を見ると、4号観察は、判決が確定した日から刑の執行猶予期間が満了するまでの間であることから、比較的保護観察期間が長い者の占める比率が高くなっている。

1号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が20歳に達するまでであるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、4号観察の次に保護観察期間が長い者の占める比率が高くなっている。

3号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであることから、実刑に付された者の言渡し刑期が、4号観察の執行猶予期間等と比較して短い者が多い上、第6表のとおり刑の執行率の比較的高い者が多いことから、保護観察期間の短い者が多い。また、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

2号観察は、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで（通常は20歳に達するまで）であるため、保護観察期間は一様ではない。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置を採られることがある（第16表以下を参照）。

(5) 年齢（20 表参照）

平成 24 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第 14 表のとおりである。

第 14 表 開始人員の年齢層

年 齢	1 号観察			2 号観察		
	人員	構成比	(%)	人員	構成比	(%)
総 数	14,748	100.0	(100.0)	3,421	100.0	(100.0)
1 5 歳以下	3,750	25.4	(25.9)	345	10.1	(8.6)
1 6 ・ 1 7 歳	5,990	40.6	(40.3)	1,170	34.2	(32.8)
1 8 ・ 1 9 歳	5,008	34.0	(33.8)	1,321	38.6	(38.6)
2 0 歳以上	-	-	(-)	585	17.1	(20.0)

年 齢	3 号観察			4 号観察		
	人員	構成比	(%)	人員	構成比	(%)
総 数	14,700	100.0	(100.0)	3,376	100.0	(100.0)
1 9 歳以下	-	-	(-)	13	0.4	(0.4)
2 0 ～ 2 9 歳	2,323	15.8	(17.1)	1,113	33.0	(33.1)
3 0 ～ 3 9 歳	4,328	29.4	(30.5)	838	24.8	(24.0)
4 0 ～ 4 9 歳	3,878	26.4	(25.5)	633	18.8	(19.7)
5 0 ～ 5 9 歳	2,316	15.8	(14.9)	362	10.7	(11.3)
6 0 歳以上	1,855	12.6	(11.9)	417	12.4	(11.5)

（注）1 構成比の（ ）内は、前年の構成比である。

2 20 表参照

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1 号観察は 16・17 歳で 40.6%（前年は 40.3%）、2 号観察は 18・19 歳で 38.6%（前年は 38.6%）、3 号観察は 30～39 歳で 29.4%（前年は 30.5%）、4 号観察は 20～29 歳で 33.0%（前年は 33.1%）となっている。

また、保護観察開始時に 50 歳以上の者の比率を見ると、3 号観察対象者の 28.4%（前年は 26.9%）、4 号観察対象者の 23.1%（同 22.8%）となっている。

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等（3～7 表，26 表参照）

平成 24 年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は 46,012 人である。種別ごとに見ると、1 号観察が 23,678 人（終了人員総数の 51.5%）、2 号観察が 3,681 人（同 8.0%）、3 号観察が 14,948 人（同 32.5%）、4 号観察が 3,703 人（同 8.0%）、5 号観察が 2 人（同 0.0%）である。また、1 号観察のうち、交通短期の終了人員は 8,064 人（1 号観察終了人員の 34.1%）となっている。

最近 13 年間の種別ごとの終了人員の推移は、第 15 表のとおりである。

第 15 表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成12年	13	14	15	16	17	18
人 員	総 数	75,225	73,560	75,112	73,667	71,431	66,493	62,505
	1号観察	52,280	48,971	49,418	46,969	43,692	38,899	35,766
	うち,短期	4,352	4,601	4,818	4,729	4,728	4,447	4,135
	うち,交通短期	28,167	24,436	23,849	21,583	19,433	16,627	14,878
	2号観察	4,799	5,397	5,620	5,731	5,876	5,540	5,135
	うち,短期	2,079	2,280	2,280	2,242	2,192	2,025	1,687
	3号観察	12,958	13,906	14,697	15,576	16,539	16,793	16,496
	4号観察	5,188	5,286	5,377	5,391	5,324	5,261	5,108
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	98	100	98	95	88	83
	1号観察	100	94	95	90	84	74	68
	うち,短期	100	106	111	109	109	102	95
	うち,交通短期	100	87	85	77	69	59	53
	2号観察	100	112	117	119	122	115	107
	うち,短期	100	110	110	108	105	97	81
	3号観察	100	107	113	120	128	130	127
	4号観察	100	102	104	104	103	101	98
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-

種 別		平成19年	20	21	22	23	24	構成比(%)
人 員	総 数	58,535	54,273	50,928	48,715	47,293	46,012	100.0
	1号観察	32,641	29,370	26,928	26,090	24,969	23,678	51.5
	うち,短期	3,835	3,878	3,726	3,572	3,595	3,542	7.7
	うち,交通短期	13,356	11,318	9,818	9,538	8,902	8,064	17.5
	2号観察	4,648	4,138	4,060	4,020	3,882	3,681	8.0
	うち,短期	1,464	1,258	1,287	1,212	1,027	972	2.1
	3号観察	16,430	16,054	15,364	14,481	14,599	14,948	32.5
	4号観察	4,816	4,711	4,576	4,124	3,843	3,703	8.0
	5号観察	-	-	-	-	-	2	0.0
指 数	総 数	78	72	68	65	63	61	...
	1号観察	62	56	52	50	48	45	...
	うち,短期	88	89	86	82	83	81	...
	うち,交通短期	47	40	35	34	32	29	...
	2号観察	97	86	85	84	81	77	...
	うち,短期	70	61	62	58	49	47	...
	3号観察	127	124	119	112	113	115	...
	4号観察	93	91	88	79	74	71	...
	5号観察	-	-	-	-	-	-	...

(注) 1 指数は、平成12年を100とした数値である。

2 3～7表参照

(2) 保護観察の終了事由（4表，26表参照）

最近6年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は、第16表，第17表，第19表及び第20表のとおりである。

ア 1号観察

平成24年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は8,064人であり、そのうち7,992人(99.1%)が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常3,4か月で保護観察を解除する運用がされていることによる。

交通短期を除く1号観察終了者15,614人の終了事由別内訳は、期間満了が1,399人（交通短期を除く1号観察終了者の9.0%）、解除が11,796人（同75.5%）、保護処分取消しが2,399人（同15.4%）、その他（死亡等）が20人（同0.1%）である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	解 除	保護処分取消し	その他
人 員	平成19年	19,285	1,801	14,740	2,713	31
	20	18,052	1,756	13,725	2,535	36
	21	17,110	1,618	12,775	2,694	23
	22	16,552	1,413	12,763	2,348	28
	23	16,067	1,343	12,387	2,314	23
	24	15,614	1,399	11,796	2,399	20
指 数	平成19年	100	100	100	100	100
	20	94	98	93	93	116
	21	89	90	87	99	74
	22	86	78	87	87	90
	23	83	75	84	85	74
	24	81	78	80	88	65
構 成 比 (%)	平成19年	100.0	9.3	76.4	14.1	0.2
	20	100.0	9.7	76.0	14.0	0.2
	21	100.0	9.5	74.7	15.7	0.1
	22	100.0	8.5	77.1	14.2	0.2
	23	100.0	8.4	77.1	14.4	0.1
	24	100.0	9.0	75.5	15.4	0.1

(注) 1 指数は、平成19年を100とした数値であり、構成比は、総数に対する比率である。

2 26表参照

イ 2号観察

平成24年における2号観察終了者3,681人の終了事由別内訳は、期間満了が2,309人(2号観察終了者の62.7%)、退院が715人(同19.4%)、戻し収容が21人(同0.6%)、保護処分取消しが628人(同17.1%)、その他(死亡等)が8人(同0.2%)である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、戻し収容とは、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認めるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第17表 2号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総数	期間満了	退院	戻し収容	保護処分取消し	その他
人 員	平成19年	4,648	3,072	898	10	656	12
	20	4,138	2,713	736	15	665	9
	21	4,060	2,565	812	25	648	10
	22	4,020	2,590	784	16	618	12
	23	3,882	2,549	773	15	535	10
	24	3,681	2,309	715	21	628	8
指 数	平成19年	100	100	100	100	100	100
	20	89	88	82	150	101	75
	21	87	83	90	250	99	83
	22	86	84	87	160	94	100
	23	84	83	86	150	82	83
	24	79	75	80	210	96	67
構 成 比 (%)	平成19年	100.0	66.1	19.3	0.2	14.1	0.3
	20	100.0	65.6	17.8	0.4	16.1	0.2
	21	100.0	63.2	20.0	0.6	16.0	0.2
	22	100.0	64.4	19.5	0.4	15.4	0.3
	23	100.0	65.7	19.9	0.4	13.8	0.3
	24	100.0	62.7	19.4	0.6	17.1	0.2

(注) 1 指数は、平成19年を100とした数値であり、構成比は、総数に対する比率である。

2 26表参照

2号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第18表のとおりである。

第18表 2号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	長期処遇		一般短期処遇		特修短期処遇	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総数	2,709	100.0	931	100.0	41	100.0
期間満了	1,847	68.2	440	47.3	22	53.7
退院	380	14.0	320	34.4	15	36.6
戻し収容	16	0.6	5	0.5	－	－
保護処分取消し	459	16.9	165	17.7	4	9.8
その他	7	0.3	1	0.1	－	－

(注) 26表参照

ウ 3号観察

平成24年における3号観察終了者14,948人の終了事由別内訳は、期間満了が14,215人（3号観察終了者の95.1％）、不定期刑終了が1人（同0.0％）、仮釈放取消しが674人（同4.5％）、停止中時効完成が14人（同0.1％）、その他（死亡、恩赦等）が44人（同0.3％）である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第19表 3号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人 員	平成19年	16,430	15,527	－	820	31	52
	20	16,054	15,267	－	726	20	41
	21	15,364	14,645	－	656	22	41
	22	14,481	13,814	－	609	15	43
	23	14,599	13,918	－	619	7	55
	24	14,948	14,215	1	674	14	44
指 数	平成19年	100	100	－	100	100	100
	20	98	98	－	89	65	79
	21	94	94	－	80	71	79
	22	88	89	－	74	48	83
	23	89	90	－	75	23	106
	24	91	92	…	82	45	85
構 成 比 （ ％ ）	平成19年	100.0	94.5	－	5.0	0.2	0.3
	20	100.0	95.1	－	4.5	0.1	0.3
	21	100.0	95.3	－	4.3	0.1	0.3
	22	100.0	95.4	－	4.2	0.1	0.3
	23	100.0	95.3	－	4.2	0.0	0.4
	24	100.0	95.1	0.0	4.5	0.1	0.3

(注) 1 指数は、平成19年を100とした数値であり、構成比は、総数に対する比率である。

2 26表参照

エ 4号観察

平成24年における4号観察終了者3,703人の終了事由別内訳は、期間満了が2,526人（4号観察終了者の68.2％）、刑の執行猶予の言渡しの取消しが1,049人（同28.3％）、その他（死亡等）が128人（同3.5％）である。

なお、刑の執行猶予取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いときに、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。平成24年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した1,049人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが955人（刑の執行猶予取消しによる終了人員の91.0％）、保護観察中に遵守事項を遵守しなかつ

たことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が88人（8.4％）、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが6人（0.6％）である。

第 20 表 4 号 観 察 終 了 者 の 終 了 事 由 別 人 員 の 推 移

年 次		総数	期間満了	刑の執行猶予の取消し	その他
人 員	平成19年	4,816	3,275	1,386	155
	20	4,710	3,317	1,244	149
	21	4,576	3,220	1,217	139
	22	4,124	2,931	1,040	153
	23	3,843	2,717	1,012	114
	24	3,703	2,526	1,049	128
指 数	平成19年	100	100	100	100
	20	98	101	90	96
	21	95	98	88	90
	22	86	89	75	99
	23	80	83	73	74
	24	77	77	76	83
構 成 比 （ ％ ）	平成19年	100.0	68.0	28.8	3.2
	20	100.0	70.4	26.4	3.2
	21	100.0	70.4	26.6	3.0
	22	100.0	71.1	25.2	3.7
	23	100.0	70.7	26.3	3.0
	24	100.0	68.2	28.3	3.5

（注）1 指数は、平成19年を100とした数値であり、構成比は、総数に対する比率である。
2 26 表 参 照

3 保 護 観 察 の 係 属 （ 3 ～ 7 表 参 照 ）

(1) 年 末 現 在 保 護 観 察 中 の 人 員 の 推 移

最近13年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

第 21 表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成12年	13	14	15	16	17	18
人 員	総 数	68,018	69,543	69,601	66,816	63,534	59,540	55,816
	1号観察	38,823	39,245	38,454	35,650	32,742	30,059	27,821
	うち,短期	3,027	3,105	3,071	2,988	2,828	2,649	2,439
	うち,交通短期	8,768	8,877	8,363	7,210	6,336	5,621	4,841
	2号観察	6,977	7,371	7,608	7,450	7,009	6,353	5,919
	うち,短期	3,353	3,353	3,322	3,201	2,920	2,437	2,184
	3号観察	6,625	7,130	7,749	7,949	8,096	7,715	7,304
	4号観察	15,593	15,797	15,790	15,767	15,687	15,413	14,772
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	102	102	98	93	88	82
	1号観察	100	101	99	92	84	77	72
	うち,短期	100	103	101	99	93	88	81
	うち,交通短期	100	101	95	82	72	64	55
	2号観察	100	106	109	107	100	91	85
	うち,短期	100	100	99	95	87	73	65
	3号観察	100	108	117	120	122	116	110
	4号観察	100	101	101	101	101	99	95

種 別		平成19年	20	21	22	23	24	構成比(%)
人 員	総 数	52,133	48,546	46,089	44,906	42,803	40,837	100.0
	1号観察	25,718	23,498	22,645	22,061	20,662	19,533	47.8
	うち,短期	2,508	2,294	2,225	2,318	2,278	2,029	5.0
	うち,交通短期	4,197	3,335	3,428	3,373	2,745	2,492	6.1
	2号観察	5,607	5,455	5,259	5,117	4,835	4,573	11.2
	うち,短期	2,068	1,998	1,838	1,641	1,521	1,445	3.5
	3号観察	6,701	6,489	5,981	5,967	5,988	5,740	14.1
	4号観察	14,107	13,104	12,204	11,761	11,318	10,991	26.9
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	77	71	68	66	63	60	...
	1号観察	66	61	58	57	53	50	...
	うち,短期	83	76	74	77	75	67	...
	うち,交通短期	48	38	39	38	31	28	...
	2号観察	80	78	75	73	69	66	...
	うち,短期	62	60	55	49	45	43	...
	3号観察	101	98	90	90	90	87	...
	4号観察	90	84	78	75	73	70	...

(注) 1 指数は、平成12年を100とした数値であり、構成比は総数に対する比率である。

2 3～7表参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

平成24年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第22表のとおりである。

1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、保護観察中に所在不明となったときに、3号観察のみ法に基づき、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続することができることによるものである。なお、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了する。

第 22 表 平成 24 年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別		総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
人 員	総 数	40,837	-4.6	39,360	4	330	542	601
	1号観察	19,533	-5.5	19,157	4	...	149	223
	2号観察	4,573	-5.4	4,438	...	...	53	82
	3号観察	5,740	-4.1	5,546	...	...	156	38
	4号観察	10,991	-2.9	10,219	...	330	184	258
構 成 比 (%)	総 数	100.0	...	96.4	0.0	0.8	1.3	1.5
	1号観察	100.0	...	98.1	0.0	...	0.8	1.1
	2号観察	100.0	...	97.0	...	...	1.2	1.8
	3号観察	100.0	...	96.6	...	...	2.7	0.7
	4号観察	100.0	...	93.0	...	3.0	1.7	2.3

(注) 3～7 表参照

4 保護観察中の犯罪・非行（31 表，43 表参照）

平成 24 年における交通短期を除く保護観察終了者のうち，保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は，第 23 表のとおりである（なお，仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については，26 表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると，4 号観察が 31.4%（前年は 28.5%），2 号観察が 23.1%（同 18.9%），1 号観察が 18.8%（同 16.8%），3 号観察が 0.5%（同 0.7%）の順となっている。

種別ごとの処分の構成比を見ると，1 号観察では少年院送致が 48.7%，再び 1 号観察に付された者が 42.1%，罰金が 5.2%，2 号観察では再び少年院に送致された者が 68.7%，1 号観察に付された者が 26.4%，3 号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が 29.2%，罰金が 37.5%，4 号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が 82.2%，罰金が 11.3%となっている。

第 23 表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別		保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者									再処分率 (B) —×100 (A)
			計 (B)	懲役・禁錮		少年院 送 致	1号 観 察	罰金	拘留 ・ 科料	起訴 猶予	その他	
				実刑	猶予							
人 員	総 数	37,946	5,026	1,005	97	2,017	1,462	336	12	93	4	13.2
	1号観察	15,614	2,940	24	77	1,432	1,237	152	1	13	4	18.8
	2号観察	3,681	851	4	12	585	225	25	—	—	—	23.1
	3号観察	14,948	72	21	—	—	—	27	8	16	—	0.5
	4号観察	3,703	1,163	956	8	—	—	132	3	64	—	31.4
構 成 比 (%)	総 数	…	100.0	20.0	1.9	40.1	29.1	6.7	0.2	1.9	0.1	…
	1号観察	…	100.0	0.8	2.6	48.7	42.1	5.2	0.0	0.4	0.1	…
	2号観察	…	100.0	0.5	1.4	68.7	26.4	2.9	—	—	—	…
	3号観察	…	100.0	29.2	—	—	—	37.5	11.1	22.2	—	…
	4号観察	…	100.0	82.2	0.7	—	—	11.3	0.3	5.5	—	…

(注) 1 保護観察中に再犯又は再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者，及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は，本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 43 表参照

平成 24 年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は，第 24 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると，1 号観察では，恐喝（23.1%），窃盗（22.5%），2 号観察では，施設送致申請（42.9%），ぐ犯（32.4%）の順で再処分率が高くなっている。3 号観察では，他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4 号観察では，他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり，再犯による処分が懲役又は禁錮の実刑である者の比率が高く，4 号観察終了者の 25.8%（956 人）が，期間中の再犯により

懲役又は禁錮の実刑に処せられている。保護観察開始時の罪名別では、覚せい剤取締法違反（40.4％）、窃盗（38.0％）が比較的高率となっている、

第 24 表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総 数	15,614	18.8	3,681	23.1	14,948	0.5	3,703	31.4
刑法犯	12,593	19.9	3,049	23.8	10,168	0.5	2,843	31.9
強制わいせつ・強姦	155	9.7	151	16.6	428	0.5	164	25.6
殺人	1	－	23	13.0	224	0.9	29	13.8
傷害	2,619	19.2	641	23.9	647	0.5	338	30.8
業務上過失致死傷	944	6.6	55	14.5	434	0.2	115	10.4
窃盗	6,550	22.5	1,465	26.7	5,177	0.5	1,351	38.0
強盗	132	11.4	235	18.3	791	0.8	66	21.2
詐欺	195	21.5	64	12.5	1,201	0.4	223	32.3
恐喝	498	23.1	204	25.0	228	0.9	82	32.9
暴力行為等処罰に関する法律	120	21.7	25	16.0	33	－	26	11.5
その他	1,379	18.6	186	21.0	1,005	0.2	449	25.8
特別法犯	2,883	13.9	507	16.6	4,780	0.4	860	29.7
覚せい剤取締法	62	17.7	109	8.3	3,634	0.5	423	40.4
道路交通法	2,218	14.1	299	22.1	460	0.2	241	15.4
毒物及び劇物取締法	74	13.5	34	8.8	57	－	19	21.1
その他	529	12.9	65	9.2	629	0.2	177	24.3
ぐ犯	138	21.7	111	32.4	…	…	…	…
施設送致申請	－	－	14	42.9	…	…	…	…

- （注） 1 保護観察中に再犯又は再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者、及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。
- 2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。
- 3 31 表, 43 表参照

5 生活環境の調整の実施状況（51～53 表参照）

平成 24 年において、全国の保護観察所で取り扱った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第 25 表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理又は地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は 55,655 人であり、前年に比べ 3,956 人(7.7％)増加している。内訳を見ると、受刑者が 50,718 人で 3,709 人(7.9％)増加し、少年院在院者は 4,935 人で 246 人（5.2％）増加し、婦人補導院在院者は 2 人（前年は 1 人）となっている。

終了人員（延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は 53,152 人であり、前年に比べ 169 人（0.3％）増加している。内訳を見ると、受刑者が 48,406 人で 331 人（0.7％）増加し、少年院在院者は 4,743 人で 165 人（3.4％)減少している。婦人補導院在院者は 3 人（前年は 0 人）である。

また、少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行が 7 人であり、更生保護法第 83 条に基づく 4 号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が 56 人、少年法第 24 条第 2 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 294 人である。

第 25 表 収 容 中 の 生 活 環 境 調 整 の 開 始 及 び 終 了 人 員

種 別	前年から繰越し	開 始 等				終 了 等			年末現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	短期又は 長期処遇 から移行	総 数	終 了	短期又は 長期処遇 に移行	
総 数	58,730	55,662	55,598	57	7	53,159	53,152	7	61,233
受 刑 者	55,553	50,718	50,662	56	…	48,406	48,406	…	57,865
少年院・婦人補導院在院者	3,177	4,944	4,936	1	7	4,753	4,746	7	3,368

(注) 51～53 表 参照

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員 (54 表 参照)

平成 24 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 12,462 人であり、前年に比べ 557 人 (4.3%) 減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が 8,313 人 (前年比 639 人 (7.1%) 減)、刑の執行猶予が 1,457 人 (同 62 人 (4.1%) 減)、起訴猶予が 1,828 人 (同 232 人 (14.5%) 増)、罰金・科料 593 人 (同 110 人 (15.6%) 減)、労役場出場者・仮出場者が 219 人 (同 7 人 (3.3%) 増)、少年院退院者・仮退院者が 52 人 (同 15 人 (40.5%) 増) となっている。

(2) 自庁保護の実施状況 (55 表 参照)

最近 6 年間の自庁保護実施人員の推移は、第 26 表のとおりである。

平成 24 年において、全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は 16,674 人であり、前年に比べ 539 人 (3.1%) 減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が 6,378 人 (実施人員総数の 38.3%) で前年に比べ 169 人 (2.7%) 増加しており、更生緊急保護が 10,296 人 (実施人員総数の 61.7%) で前年に比べ 708 人 (6.4%) 減少している。

第 26 表 自 庁 保 護 実 施 人 員 の 推 移

種 別		平成19年	20	21	22	23	24	構成比(%)
人 員	総 数	16,761	18,460	18,352	18,788	17,213	16,674	100.0
	補導援護・応急の救護	5,204	5,865	5,513	6,113	6,209	6,378	38.3
	更生緊急保護	11,557	12,595	12,839	12,675	11,004	10,296	61.7
指 数	総 数	100	110	109	112	103	99	…
	補導援護・応急の救護	100	113	106	117	119	123	…
	更生緊急保護	100	109	111	110	95	89	…

- (注) 1 指数は、平成 19 年を 100 とした数値である。
- 2 1 人について 2 以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。
- 3 55 表 参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が 16 人 (前年比 19 人 (54.3%) 減)、食事給与が 1,481 人 (同 318 人 (17.7%) 減)、衣料給与が 1,563 人 (同 134 人 (9.4%) 増)、医療援助が 29 人 (同 6 人 (17.1%) 減)、旅費給与が 1,491 人 (同 235 人 (13.6%) 減) となっている。

なお、同一人に対する 2 以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況 (56 表, 62 表, 64 表 参照)

最近 6 年間の委託保護実施人員の推移は、第 27 表のとおりである。

第 27 表 委託保護実施人員の推移

種 別		平成19年	20	21	22	23	24	構成比(%)
人員	総 数	9,368	9,514	9,432	9,532	10,665	11,721	100.0
	補導援護・応急の救護	5,441	5,410	5,439	5,322	5,720	6,444	55.0
	更生緊急保護	3,927	4,104	3,993	4,210	4,945	5,277	45.0
指数	総 数	100	102	101	102	114	125	…
	補導援護・応急の救護	100	99	100	98	105	118	…
	更生緊急保護	100	105	102	107	126	134	…

(注) 1 指数は、平成19年を100とした数値である。

2 56表参照

平成24年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の実施人員の総数は11,721人であり、前年に比べ1,056人（9.9%）増加している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は2,072人（総数の17.7%）であり、平成24年に新たに開始した人員は9,649人（同82.3%）である。また、新たに開始した者について、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が8,565人、それ以外への委託が1,084人であり、さらに更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が4,825人、更生緊急保護が3,740人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が348人、更生緊急保護が736人である。

また、平成24年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は9,804人で、前年に比べ1,211人（14.1%）増加している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が8,720人、それ以外への委託が1,084人であり、さらに更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が4,851人、更生緊急保護が3,869人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が332人、更生緊急保護が752人である。

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者（刑の執行の免除を受けた者及び補導処分の執行を終了した者を除く。以下同じ。）4,621人の区分別の宿泊保護日数は、第28表のとおりである。

第 28 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分		総 数	5日以内	10日以内	20日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内
人員	総 数	4,621	509	301	534	352	650	575	1,700
	刑の執行終了者	2,883	282	176	225	214	443	398	1,145
	刑の執行猶予者	667	74	48	231	36	60	46	172
	起 訴 猶 予 者	720	113	51	43	71	94	91	257
	罰金受刑者・科料受刑者	239	27	19	26	25	35	30	77
	労役場出場者・仮出場者	70	8	6	5	2	10	6	33
	少年院退院者・仮退院者	42	5	1	4	4	8	4	16
構成比(%)	総 数	100.0	11.0	6.5	11.6	7.6	14.1	12.4	36.8
	刑の執行終了者	100.0	9.8	6.1	7.8	7.4	15.4	13.8	39.7
	刑の執行猶予者	100.0	11.1	7.2	34.6	5.4	9.0	6.9	25.8
	起 訴 猶 予 者	100.0	15.7	7.1	6.0	9.9	13.1	12.6	35.7
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	11.3	7.9	10.9	10.5	14.6	12.6	32.2
	労役場出場者・仮出場者	100.0	11.4	8.6	7.1	2.9	14.3	8.6	47.1
	少年院退院者・仮退院者	100.0	11.9	2.4	9.5	9.5	19.0	9.5	38.1

(注) 64表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者4,621人の入所事由は第29表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の78.3%、次に親族が引受けを拒否が10.2%、親族と同居を望ますが9.7%の順となっている。

第 29 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総 数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居を 望まず	生活訓練を 受けるため	その他
人 員	総 数	4,621	3,616	471	446	23	65
	刑の執行終了者	2,883	2,207	290	316	17	53
	刑の執行猶予者	667	527	79	53	2	6
	起 訴 猶 予 者	720	605	58	52	-	5
	罰金受刑者・科料受刑者	239	210	13	14	1	1
	労役場出場者・仮出場者	70	55	7	6	2	-
	少年院退院者・仮退院者	42	12	24	5	1	-
	構 成 比	100.0	78.3	10.2	9.7	0.5	1.4
(%)	刑の執行終了者	100.0	76.6	10.1	11.0	0.6	1.8
	刑の執行猶予者	100.0	79.0	11.8	7.9	0.3	0.9
	起 訴 猶 予 者	100.0	84.0	8.1	7.2	-	0.7
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	87.9	5.4	5.9	0.4	0.4
	労役場出場者・仮出場者	100.0	78.6	10.0	8.6	2.9	-
	少年院退院者・仮退院者	100.0	28.6	57.1	11.9	2.4	-

(注) 62 表 参照

平成 24 年末現在委託保護中の人員の総数は 1,917 人で、前年に比べ 155 人（7.5％）減少しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 1,719 人、それ以外への委託が 198 人となっている。また、更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 1,172 人（構成比 68.2％）更生緊急保護が 547 人（同 31.8％）となっている。

7 生活環境調査事件，生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況（66～69 表 参照）

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査，生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成 17 年 7 月 15 日から同 24 年末までの処理状況の推移は、第 30 表から第 32 表までのとおりである。

第 30 表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数		終 結 件 数		年末現在係属件数
平成17年	131	(-)	75	(-)	56 (-)
18	378	(12)	359	(9)	75 (3)
19	449	(9)	432	(11)	92 (1)
20	398	(9)	410	(8)	80 (2)
21	315	(9)	330	(9)	65 (2)
22	389	(17)	382	(15)	72 (4)
23	431	(16)	413	(19)	90 (1)
24	375	(20)	403	(19)	62 (2)
累 計	2,866	(92)	2,804	(90)	

(注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
2 () 内の数は、医療観察法第 33 条第 1 項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第 31 表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
24	263	237	668
累 計	1,749	1 081	

(注) 1 平成 17 年は, 7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
2 開始件数及び終結件数は, 移送によるものを含まない。

第 32 表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
22	213 <151>	154 <85>	524 <388>
23	180 <140>	174 <119>	530 <409>
24	226 <188>	206 <162>	550 <435>
累 計	1,286 <860>	736 <425>	

(注) 1 平成 17 年は, 7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
2 開始件数及び終結件数は, 移送によるものを含まない。
3 < >内の数は, 開始件数においては退院許可決定による件数, それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり, 内数である。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員（Ⅲ 恩赦（以下記載を省略。）の1表参照）

平成24年において、常時恩赦の受理人員総数は145人で、前年に比べ3人（2.0％）減少している。受理人員の内訳は、第33表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が64人、新受人員が81人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが54人（前年47人）、刑事施設からが19人（前年7人）、検察庁からが8人（同5人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第33表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	145	-2.0	100.0
旧 受	64	-28.1	44.1
新 受	81	37.3	55.9
保護観察所	54	14.9	37.2
刑 事 施 設	19	171.4	13.1
検 察 庁	8	60.0	5.5

（注） 1表参照

2 常時恩赦の既済人員（1表参照）

平成24年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第34表のとおりである。

既済人員の総数は56人で、前年に比べると28人（1.2％）減少している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が24人（既済人員総数の42.9％）、恩赦不相当が32人（同57.1％）、その他が0人となっている。

第34表 常時恩赦の既済状況

上申庁		総 数	相 当					不相当	その他
			計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権		
人 員	総 数	56	24	-	-	5	19	32	-
	保護観察所	41	19	-	-	4	15	22	-
	刑 事 施 設	8	-	-	-	-	-	8	-
	検 察 庁	7	5	-	-	1	4	2	-
構 成 比 (%)	総 数	100.0	42.9	-	-	8.9	33.9	57.1	-
	保護観察所	100.0	46.3	-	-	9.8	36.6	53.7	-
	刑 事 施 設	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
	検 察 庁	100.0	71.4	-	-	14.3	57.1	28.6	-

（注） 1表参照